

上川都市計画（上川町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、上川都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

上川都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	上 川 町	行政区域の一部	約 707 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域上川地域の東部に位置し、大雪山国立公園の山並みに囲まれた上川盆地の東部にある、石狩川の源流部を有する自然環境の豊かな地域であり、農業、林業、水産（養殖）業のほか、層雲峡等の観光資源を生かした観光産業等を基幹産業とし、市街地が形成されてきた。

現在は、人口減少と少子高齢化の進行や、地場産業・雇用創出の低迷等の課題を抱えており、今後はこうした社会経済情勢の変化に的確に対応するまちづくりが求められている。

本区域では、これまで大雪山国立公園の優れた自然と調和したまちづくりを展開し、まちの特性を最大限に生かし、すべての町民がおもてなしの心を持って交流することにより、まちの魅力がより一層高まり、町外から絶えず多くの人を訪れる活力のあるまちを町民と行政が協働しながらともに目指すため、次の 3 つの基本理念と、将来像を掲げている。

- ・一人ひとりが主役のまちづくり
- ・心の豊かさを追求するまちづくり
- ・広域的な視野に立ったまちづくり

「自然と調和した未来 ～ 恵み豊かな大地と人がおりなすおもてなしのまち 上川」

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地熱、小水力の調査・検討や木質バイオマスの普及促進等再生可能エネルギーの導入促進等により、豊かな自然と共生する低炭素型社会の実現を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR上川駅を中心に3・3・1号層雲錦峡通（国道39号）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら近年は、人口の減少、少子高齢社会等、都市をとりまく環境の変化が著しく、住み続けるための各機能維持が課題となっている。

このため、本区域では環境の変化に対応し安全で快適な都市生活を維持可能とする「コンパクトなまちづくり」を今後も目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地の周囲に配置し、利便性の向上と住環境の保全を図られた住宅地を形成する。
- ・専用住宅地は、市街地の北東部及び南西部に配置し、低層の専用住宅地として、周辺の自然環境と調和した良好な住環境の形成を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR上川駅前に配置し、広域的な商業核として商業・娯楽・業務の各施設の集積を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・3号上川停車場線（一般道道上川停車場線、一般道道中愛別上川線）の沿線に配置し、沿道サービス施設等の立地を図る。

③ 工業・流通業務地

本区域の工業・流通業務地は、市街地北西部の栄町工業団地、市街地南西部の共進地区に配置し、周辺住環境に配慮した軽工業の集積を図るとともに川端町地区の3・3・1号層雲錦峡通（国道39号）沿道には周辺住宅地の住環境に配慮した上で工業・流通関連施設等の集積を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・栄町工業団地の東側には、公営住宅が整備されていることから、同地区については、今後の土地利用の動向等を踏まえ、住環境の保全を図るため、工業地から住宅地への土地利用の見直しを進める。
- ・駅南地区の長期未利用地については、都市構造の維持と周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用が計られるための用途転換を検討する。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

上川駅周辺地区土地区画整理事業区域内においては、地区の特性等を勘案し、多様な都市機能の集積による土地利用の複合化を図る。

② 居住環境の改善または維持に関する方針

新光町地区の旧新光団地跡地は、魅力ある戸建住宅団地の形成を図り、移住者を含め、居住者にとってゆとりある良好な住環境を維持していく。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている越路地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 土砂崩壊防備保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・ その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地及び湿地帯等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

菊水地区の旭川紋別自動車道（国道450号）上川層雲峡インターチェンジの周辺については、特定用途制限地域を定めることにより、無秩序な土地利用を抑制し、周辺の自然環境や優良な農地の保全を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域では、今後も広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備を進める。
- ・本区域は、道央とオホーツク圏を結ぶ交通の要衝の地にあることから、広域交通に対応した幹線道路の接続を図るとともに、市街地内の交通に対応した道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	1.86 km/km ²	1.86 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・一般国道自動車専用道路旭川紋別自動車道が市街地の南側を横断することから、3・4・8号東2丁目通（一般道道上川停車場線）をアクセス道路として位置づける。
- ・市街地の南側を横断する3・3・1号層雲錦峡通（国道39号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・3・3号上川停車場線（一般道道上川停車場線及び中愛別上川線）、3・4・5号37通（一般道道中愛別上川線）、3・4・6号公園通（一般道道上川停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し格子状の都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・6号公園通（一般道道上川停車場線）にJR石北本線上川駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進する。

また、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 92.8%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

上川公共下水道については、下水管渠を確保し、共進地区及び層雲峡地区に処理場を配置する。

b 河川

石狩川及び留辺志部川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・石狩川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・上川火葬場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・J R 上川駅周辺地区は、旭川市の東側 45km に位置し、地方拠点都市地域の指定を受けた大雪山国立公園の玄関口となっている。
当地区では、旭川紋別自動車道の整備、層雲峡再開発事業及び商店街近代化事業を契機として、地域の生活基盤や北海道観光の拠点にふさわしい景観形成や良好な市街地構築を目的として、既存の都市機能集積との連携や旧国鉄跡地等の活用を行い、土地区画整理事業の都市計画決定を行っている。
- ・J R 上川駅北側地区については、先行して土地区画整理事業が実施され事業が完了したが、J R 上川駅南側地区については、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を見据え、関係者等と十分調整した上で見直しを検討する。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、北東部の山岳部及び南東側から南西側にかけて流れる石狩川及び留辺志部川が緑地空間としての軸を成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては、長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、上川公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、誘致距離を勘案した街区公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、上川公園を配置する。

c 防災系統

災害時における一時避難地として、街区公園及び上川公園を配置する。

d 景観構成系統

自然性に富んだ緑地や風致の維持及び良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、市街地北西部の丘陵斜面の樹林地、石狩川層雲緑地及び北の森緑地等の保全に努める。

e その他の系統

石狩川及び留辺志部川の河川空間や幹線道路の道路空間等の緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地等の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズに対応した緑地の適正配置を実現する観点から長期未着手である新光公園の見直しを含め、区域内の公園緑地等が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。